千葉市脱炭素推進パートナー支援制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市における 2050 年までのカーボンニュートラル達成に向け、脱炭素の推進に取り組む市内事業者等を、市が千葉市脱炭素推進パートナーとして登録し、支援することで脱炭素へのさらなる機運醸成を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 対象者は次の各号のいずれかとする。
 - (1) 以下の要件を全て満たす者
 - ア 市内に事業所等が立地する企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法 人、個人事業主等であること。
 - イ 脱炭素の推進に取り組んでいる、又は取り組む意欲があること。
 - ウ 市に納付すべき税(延滞金含む。)を滞納していないこと。
 - エ 千葉市暴力団排除条例 (平成24年6月28日条例第36号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
 - (2) その他、市長が適当であると認める者

(登録要件)

- 第3条 登録は、事業者等の取組状況に応じて、以下の2つに区分して行う。
 - (1) パートナー

登録申請に際し、千葉市脱炭素推進パートナー登録申請書(様式第1号)に記載の 脱炭素に向けた取組宣言を行う者

(2) パートナープラス

前号に定めるもののほか、事業所等における温室効果ガス(CO_2)排出削減目標を設定する者

(登録申請)

- 第4条 パートナー又はパートナープラス(以下「パートナー等」という。)の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書面を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 千葉市脱炭素推進パートナー登録申請書
 - (2) 温室効果ガス (CO_2) 排出削減目標の算定根拠が確認できる書類 (ただし、登録 区分が「パートナープラス」の場合に限る。)
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(パートナー等の登録)

第5条 市長は、前条の規定により登録申請書等が提出されたときは、内容を審査し、第3 条に定める要件を満たしていると認めた者をパートナー等として登録する。

(登録等通知及び登録証の交付)

第6条 市長は、申請者に対し、千葉市脱炭素推進パートナー登録等通知書(様式第2-1号)により、登録の可否を通知する。パートナー等として登録を認めた者に対しては、千葉市脱炭素推進パートナー登録証(様式第2-2号)を交付する。

(登録期間及び更新)

- 第7条 登録期間は、登録日から2年間経過した年度の末日までとする。
- 2 登録の更新を行う場合にあっては、第3条に定める区分毎の登録要件を満たすほか、第 8条に規定する定期報告が登録期間中に履行されていることを要する。
- 3 パートナーについては、登録期間を自動更新するものとする。
- 4 パートナープラスの登録の更新を受けようとする者は、登録期間が終了する2か月前までに、第4条各号に掲げる書面を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該書類が提出されなかった場合、又は千葉市脱炭素推進パートナー登録申請書に記載した事業所等における温室効果ガス(CO₂)排出削減目標を達成できなかった場合は、パートナーに区分を変更した上で自動更新するものとする。この場合において、パートナープラスの登録期間の終了日から1年間は再びパートナープラスに登録することができない。

(定期報告)

第8条 パートナー等は、前年度の脱炭素に向けた取組状況等について、毎年7月末日までに、千葉市脱炭素推進パートナー定期報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の変更)

- 第9条 パートナー等は、市長に提出した登録申請書の内容に変更があった場合は、千葉市 脱炭素推進パートナー登録申請書を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前号の申請による変更に伴い、必要に応じて第6条に定める登録証を再交付することができる。

(登録の取下げ)

第10条 パートナー等が、登録の取下げをしようとするときは、千葉市脱炭素推進パートナー登録取下げ届出書(様式第4号)を市長に提出するとともに、第6条の規定により交付を受けた登録証を市長へ返還するものとする。

(登録の取消し及び再登録)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 申請、その他報告に虚偽の内容が認められたとき。
 - (3) その他、登録を受ける者として適当でないと認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、千葉市脱炭素推進パートナー登録 取消し通知書(様式第5号)により速やかに通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取消しされた者のうち再登録を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、第4条に規定する申請書等に加え、登録を取り消された事由が改善されたことを証明する書類を添えて市長に提出するものとする。

(公表)

第12条 市長は、パートナー等及びその先進的な取組みについて広く市民等へ周知できるものとする。

(支援)

第13条 市長は、パートナー等に対して、脱炭素の推進に関する支援に取り組むものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。